解散公告（第三回）

当法人は、平成二十一年十二月二日開催の理事会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年一月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年一月十九日

高知県香美市土佐山田町宝町一丁目二番一号

財団法人香美市開発公社

清算人　門脇　槇夫

配当公告

名古屋市熱田区六野一丁目三〇六番地

破産者　株式会社ムッターハム

右の者に対する名古屋地方裁判所平成十六年（フ）第五五五九号破産事件の中間配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

優先債権　金一〇四、二二〇、〇六六円

一、配当することのできる金額

優先債権　金一〇四、二二〇、〇六六円

平成二十二年一月十九日

名古屋市中区丸の内三丁目二二番二一号損保ジャパン名古屋ビル八階

破産管財人　冨島　照男

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道北見市美山町二五番地五〇、最後の住所北海道紋別郡遠軽町岩見通北八丁目二番地六四　被相続人　亡　及川　光雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年一月十九日

北海道紋別郡遠軽町岩見通北一丁目一番一

八柳谷ビル二階

相続財産管理人弁護士　平出　幹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道函館市富岡町一丁目四番地、最後の住所北海道亀田郡七飯町大中山一丁目一二番八号　被相続人　亡　山口　進

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年一月十九日

北海道函館市新川町二三番一号函新ビル二階

相続財産管理人　堀田　剛史

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍青森県北津軽郡板柳町大字高増字宮本二三番地、最後の住所青森県北津軽郡板柳町大字高増字宮本二三番地三号

被相続人　亡　佐藤喜代一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年一月十九日

青森県弘前市大字本町三三番地六

相続財産管理人　福井　辰夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍秋田県横手市安田字ブンナ沢六二番地一、最後の住所秋田県横手市雄物川町今宿字末館五〇番地　被相続人　亡　髙橋一次郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年一月十九日

秋田県湯沢市字上二井田四三番地一六

相続財産管理人　司法書士　伊藤　則行

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県館山市坂足四一四番地、最後の住所千葉県八千代市大和田新田一五番地　高津団地七街区九棟二〇五号

被相続人　亡　小沼千和子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年一月十九日

千葉市中央区春日二丁目一八番一〇号　春日ビルディング五階　秋山慎太郎総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　秋山慎太郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福井県福井市足羽一丁目四一六番地、最後の住所福井県福井市足羽一丁目四番一八号

被相続人　亡　猪島美代子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年一月十九日

事務所福井県福井市大手三丁目一五番一二号　相続財産管理人　稲田　眞紀

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜市福富町田二一四番地一、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　伊藤　郁夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年一月十九日

事務所岐阜市神田町一丁目一番地五岐阜神田町ビル七階Ｃ

相続財産管理人　弁護士　森　裕之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神戸市東灘区魚崎中町一丁目二八二番地、最後の住所神戸市中央区下山手通六丁目三番五―二〇八号　被相続人　亡　道仲　重利

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年一月十九日

神戸市中央区京町八〇番　クリエイト神戸九階　東町法律事務所

相続財産管理人　芳田　栄二

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍香川県高松市新田町甲二九一番地九　被相続人　亡　楽田　紀幸

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年一月十九日

香川県高松市内町一番六号　井元ビル四階

相続財産管理人　弁護士　小林　正則

家畜商営業保証金取戻し公告

家畜商法第十条の七及び家畜商営業保証金規則第八条の規定により左記の者それぞれ当該記載により営業保証金の取戻しをしようとするので本公告をする。

当該営業保証金につき家畜商法第十条の四第一項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から六箇月以内にその債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに住所及び氏名又は名称を記載した申出書二通を島根県知事に提出されたい。前記申出書の提出がないときは、当該営業保証金は取戻される。

平成二十二年一月十九日

一、住所　氏名　島根県飯石郡飯南町上来島八一〇番地　勝部　興宏

営業保証金額　金二万円

第６期決算公告

平成22年1月19日

東京都港区虎ノ門５丁目13番１号
虎ノ門40MTビル３F

SH Capital株式会社

代表取締役　文　大煥

貸借対照表の要旨（平成21年９月30日現在）（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	10,507,445	流動負債	5,039,270
固定資産	575,028	**負債合計**	**5,039,270**
有形固定資産	19,176	株主資本	6,043,203
無形固定資産	26,722	資本金	5,100,500
投資その他の資産	529,129	利益剰余金	942,703
		利益準備金	28,062
		その他利益剰余金	914,640
		純資産合計	**6,043,203**
資産合計	11,082,473	**負債・純資産合計**	11,082,473

損益計算書の要旨

（自）平成20年10月１日
（至）平成21年９月30日

（単位：千円）

科目	金額
売上高	783,472
売上原価	342,880
売上総利益	440,592
販売費及び一般管理費	344,996
営業利益	95,595
営業外収益	355,846
経常利益	451,441
特別損失	257
税引前当期純利益	451,184
法人税、住民税及び事業税	131,821
法人税等調整額	3,759
当期純利益	315,603